

どうして 人身売買、奴隷労働と言われるのか 外国人技能実習制度

ウソや**偽装**はもうやめよう。

偽善的名目が、人権を侵害し、労働基準を壊し、
民主主義社会を壊す。

奴隷労働構造、人身売買構造、制度の構造的問題
技能実習制度の目的は終焉している。

技能実習制度は労働者受入れ制度ではない。

この社会は、外国人労働者を受け入れたい、受け入れなければ成り立たない。ならば、**この事実**を、**本音**を直視しよう。

偽善的名目が、「事件」を、そして「加害者」をつくり出す

賃金未払い 時給300円 解雇 強制帰国 前借金 セクハラ 暴力
労働災害 過労死 メンタルヘルス 病気
殺傷事件 「加害者」 「被害者」 結婚 恋愛 妊娠 除染労働
新型コロナウイルス感染拡大

外国人技能実習制度は、我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としております。(厚労省ホームページ)

誰もが知っている事実

実際は、労働者受入れ制度

技能実習制度の構造的問題

1. 受入れ企業にとっては、労働力の受入れ

法律：「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（技能実習法3条2項）

実態：人手不足企業の**労働力確保策** 参考シート8、9、46～48

矛盾：特定技能1号（労働力不足への対応）への主な供給源（ほぼ8割）：**技能移転**という制度目的と矛盾 参考シート53

制度：技能移転という建前ゆえに、**転職の自由なし**

実態：労働関連法違反や暴力など、**受入れ企業の問題**が解決されない 参考シート14、37～39

2. 多額の債務を負って来日

実態：教育訓練費用・手数料・渡航費等の債務のため、**過酷な労働や人権侵害**に対して声をあげられない 参考シート21～23、25

法の不備：権利主張に対する**強制帰国の脅し・実行** 参考シート29～36

結果：過酷な状況から避難する唯一の手段が「**失踪?**」

3. 低賃金構造の背景

制度：日本人と同等以上

実態：**最低賃金レベル** 参考シート10

背景①：高額の**監理費負担** 参考シート26、27

背景②：もともと**低賃金業種**（＝人手不足業種）

4. 一定期間で必ず帰る「還流型」受入れ

制度：技能移転のため、**最長通算在留期間の設定**

制度：必ず帰るから**単身での受入れ、家族滞在を認めない**

制度：妊娠/出産など“**人としての営み**”が想定されていない 参考シート31～36

実態：必要なのは「**労働力**」であり、**人間ではない**

矛盾：実習期間延長、特定技能への移行で、**単身の長期化**

コロナ禍：**パンデミック(国境封鎖)**に対する脆弱性 参考シート46～48

技能実習制度「問題」を解決するには？

1. 企業における技能実習生の権利保障の動き

- 「サプライチェーンにおける外国人労働者の労働環境改善に関するガイドライン」策定（2020年8月）
 - 「ビジネスと人権」に関する行動計画策定（2020年10月）
 - 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム（JP-MIRAI）設立（2020年11月）
 - 企業における人権デューデリジェンスへの取組み etc. 参考シート55～57
- ⇒ 権利が保障されるかどうかは受入れ企業・監理団体次第、まさに「受入れガチャ！」
- ⇒ 本来の目的「技能移転」は？ 労働力受入れの偽装制度に、是正、適正化はありえない！

2. 地域NPOや自治体等による技能実習生支援

- 地域社会にとって「欠かせぬ労働力（人材）」という認識
 - 日本語学習支援、地域住民との交流機会の創出、相談窓口の設置 etc.
- ⇒ 支援が受けられるかどうかは受入れ地域次第、まさに「受入れガチャ！」

3. パンデミック（国境封鎖）への対応

- 在留資格変更や在留期間更新の特例措置による国内労働力の「活用」 参考シート45
- ⇒ 国外の労働力供給源に「依存」しすぎるもののリスクの顕在化 参考シート46～48
- ⇒ 都合よく労働力調達を目指す「還流型」ではなく、「定住型」の人間としての受入れが必要

企業や市民等の努力で、偽装制度による被害者・加害者を救うことには限界がある！

技能実習制度の廃止しかない！

外国人技能実習制度は、
法の正義に反している

受入れ制度として
「是正」、「適正化」を論じること自体
法の正義に反している

まずは廃止をして、
適正な「受入れ制度」をつくる

新たな受入れ制度を検討する際の留意点

1. 人間としての営みを前提とし、定住を妨げない受入れ制度が必要

- 還流型ではなく、定住型（在留期間の更新や変更が可能、家族帯同が可能）を基本とした労働者の受入れ
- 労働力需要が縮小した場合や、病気や事故、妊娠・出産など労働者側の事情に備えたセーフティネットの整備が必要

⇒ 人間としての尊厳と権利の保障が必要！

2. 民間任せの受入れの見直し

- 日本語試験や技能試験のための教育訓練費用は、受入れ側の日本が負担する仕組み
- リクルートやマッチング、国際移動に関しても、公的関与と支援のもと、受入れ機関が負担する仕組み

⇒ 債務労働からの脱却が必要！

3. 出入国在留管理庁（入管庁）ではムリ！

- 入管庁の任務は「出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること」（法務省設置法第28条）
- 受け入れる外国人は管理・監視の対象ではない
- 「人間」としてのあらゆる営みに対応することが必要であり、入管庁の任務を超えている

⇒ すでに移民社会であるという実態を踏まえ、加えて、今後ますます多くの移民/移民ルーツの人々と共に生きる社会に対応するために「移民庁（仮称）」の創設が必要！